

事業計画の概要を記載した書類

安定型最終処分場

(1) 計画概要

安定型最終処分場は以下のような計画で事業を展開するものとする。

(2) 基本計画

1. 埋立対象廃棄物

秋田県内で発生する産業廃棄物で、既に許可を取得して安定5品目を埋立対象廃棄物とする。

埋立処分の対象となる廃棄物の種類及び処分量を以下に示す。

埋立対象廃棄物の種類

産業廃棄物の種類	備 考
廃プラスチック類	破碎されたもの、一片15cm以下のもの
ゴ ム く ず	破碎されたもの、最大径15cm以下
金 属 く ず	破碎されたもの、最大径15cm以下
ガ ラ ス 及 び 陶 磁 器 く ず	破碎されたもの、最大径15cm以下
が れ き 類	破碎されたもの、最大径15cm以下 木くず等の可燃物を含まないこと。

主たる埋立対象廃棄物及び年間計画処分量

廃棄物名	処 分 量 (t / 年)	処 分 容 量 (m ³ / 年)	単 位 体 積 重 量 (t / m ³)
廃プラスチック類	4,500	9,000	0.5
ゴ ム く ず	180	150	1.2
金 属 く ず	750	500	1.5
ガ ラ ス 及 び 陶 磁 器 く ず	300	250	1.2
が れ き 類	2,700	1,800	1.5
計	8,430	11,700	—

2. 計画面積等

面積及び埋立量 区分	埋立面積 (m ²)	埋立容量 (m ³)	廃棄物量 (m ³)	覆土量 (m ³)
安定型	32,148	327,030	233,900	92,700

3. 埋立期間等

① 埋立期間及び車両計画

埋立計画期間

$$233,900\text{m}^3 \div 11,700\text{m}^3/\text{年} \approx 20\text{年}$$

車両計画

搬入車両は主として大型車両を計画し、上記埋立計画から日量約28tであるので、次のとおりとなる。なお、車両は10t車を計画するが、実際の積載量はその廃棄物の種類により異なることから、平均8t積載として算出する。

$$\text{年間処分量} \div \text{年間稼働日数} = \text{日処分量}$$

$$8,430\text{t} \div 300\text{日} \approx 28\text{t}/\text{日}$$

$$\text{日処分量} \div \text{平均8t積載} = \text{日搬入車両台数}$$

$$28\text{t}/\text{日} \div 8\text{t}/\text{台} \approx 3.5\text{台}/\text{日}$$

② 埋立工法

セル工法を採用し、毎日15cmの転圧覆土を行う。最終覆土は1mとする。なお、燃え殻、汚泥、鉋さい及びばいじんについては、悪臭の発生や粉塵の発生を防止するため搬入後直ちに覆土をおこなう。

③ 廃棄物搬入計画路線

現況搬入路である県道久保秋田線とする。

④ 浸出水処理水及び雨水の放流先

安定型集水ピット→ 管理型瀉側溝→ 既設防災調整池 → 放流水路 → 馬踏川

管理型最終処分場

(1) 計画概要

管理型産業廃棄物処分場は以下のような計画で事業を展開するものとする。

(2) 基本計画

1. 埋立対象廃棄物

この計画で管理型最終処分場に埋立処分する廃棄物は環境省令で定める

「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準」を満足するものとする。

埋立処分の対象となる廃棄物の種類および処分量を以下に示す。

埋立対象廃棄物の種類

産業廃棄物の種類	備 考
燃 え 殻	火気を帯びないこと。溶出試験結果にて判定基準を超えないもの。(計量証明書添付)
汚 泥	含水率 85%以下、溶出試験結果にて判定基準を超えないもの。(計量証明書添付)
廃プラスチック類	破砕されたもの、一片 15cm 以下のもの。
紙 く ず	破砕されたもの、最大 15cm 以下
木 く ず	破砕されたもの、最大 15cm 以下
織 維 く ず	破砕されたもの、最大 15cm 以下
動植物性残渣	食料品製造業等において原料として使用した動植物に係る不要物
ゴ ム く ず	破砕されたもの、最大 15cm 以下
ガラスくず・コンクリートくずおよび陶磁器くず	破砕されたもの、最大 15cm 以下
鉱 さ い	火気を帯びないこと。溶出試験結果にて判定基準を超えないもの。(計量証明書添付)
が れ き 類	破砕されたもの、最大 15cm 以下、木くず等の可燃物を含まないこと。
ば い じ ん	溶出試験結果にて判定基準を超えないもの。造粒されたもの。(計量証明書添付)
1 3 号 廃 棄 物	処分するために処理したもの。溶出試験結果にて判定基準を超えないもの。(計量証明書添付)
自動車等破砕物	破砕されたもの、一片 15cm 以下のもの。

主たる埋立対象廃棄物及び年間計画処分量

廃棄物名	処分量 (t/年)	処分容量 (m ³ /年)	単位堆積重量 (m ³ /年)
汚泥	25,200	21,000	1.2
燃え殻	3,780	2,700	1.4
鉱さい	36,000	18,000	2.0
がれき類	34,500	23,000	1.5
廃プラスチック類	5,000	10,000	0.5
計	104,480	74,700	—

2. 計画面積等

面積及び埋立量 区分	埋立面積 (m ³)	埋立容量 (m ³)	廃棄物量 (m ³)	覆土量 (m ³)
管理型	95,228	1,822,000	1,495,000	327,000

3. 埋立期間等

① 埋立予定期間

$$1,495,000 \text{ m}^3 \div 74,700 \text{ m}^3/\text{年} \approx 20 \text{ 年}$$

② 埋立工法

セル工法を採用し、毎日15cmの転圧覆土を行う。最終覆土は1mとする。

なお、燃え殻、汚泥、鉱さい及びばいじんについては、悪臭の発生や粉塵の発生を防止するため搬入後直ちに覆土をおこなう。

③ 廃棄物搬入計画路線

現況搬入路である県道久保秋田線とする。

④ 浸出水処理水及び雨水の放流先

既設防災調整池 → 放流水路 → 馬踏川

中間処理（破砕設備）

中間処理施設（破砕設備）は以下のような計画で事業を展開するものとする。

（１） 計画概要

各種事業活動に伴って発生する廃プラスチック類、木くず、金属くず、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず、紙くず、繊維くずを破砕・選別し、再生品として販売する。再生品の一部は自社処分場の埋立保護材として使用する。破砕・選別処理により発生する不要物は自社処分場に埋立処分する。このような事業活動を適正に実施することにより、循環型社会の構築および環境の保全に寄与し、併せて処分場の延命化を図るものである。

（２） 基本計画

1. 対象廃棄物

廃プラスチック類、木くず、金属くず、がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、ゴムくず、紙くず、繊維くず

2. 計画処分量

1時間あたりの処理能力及び1日あたり（最大15時間稼動）の処理能力は以下のとおり。

廃棄物の種類	t/時	t/日
廃プラスチック	6	90
木くず	4	60
金属くず	4	60
がれき類	6	90
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	6	90
ゴムくず	4	60
紙くず	5	75
繊維くず	4	60